

プライバシーマーク付与契約

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(以下「甲」という。)と豊臣商事株式会社(以下「乙」という。)は、プライバシーマーク付与について、次のとおり契約する。

(プライバシーマーク付与)

第1条 甲は、乙の個人情報保護マネジメントシステムが日本産業規格JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合している旨を認証し、その証として乙に対しプライバシーマーク登録証を交付するとともに、プライバシーマークの通常使用権を乙に許諾する。

(規約の適用)

第2条 次に掲げるものは、この契約の一部となる。

- 一 プライバシーマーク付与に関する規約 第3章から第6章
- 二 プライバシーマーク使用規約

(付与登録料)

第3条 乙は、プライバシーマーク付与登録料の2年分として、甲に対し104,762円(消費税額を含む。)を一括して納付しなければならない。

- 2 甲は、いったん納付を受けたプライバシーマーク付与登録料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還しない。

(登録証)

第4条 乙は、プライバシーマーク登録証について、貸与、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。

(プライバシーマークの使用)

第5条 乙は、プライバシーマーク使用規約の定めるところに従い、プライバシーマーク付与の適格性の審査を申請した範囲において、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

(有効期間及び更新)

第6条 この契約の有効期間は、2021年6月8日より2年とする。

- 2 この契約の更新については、「プライバシーマーク付与に関する規約」第4章に定めるところによる。

(第三者との紛争の解決)

第7条 乙がこの契約に反したことにより甲が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決し、甲に何らの負担もかけないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく解除により乙が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第9条 甲及び乙は、相手方に対し、自ら若しくは自らの役員又はその代理若しくは媒介をする者等が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はこれらの構成員、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 五 その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
- 一 暴力を用いる不当な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前項に違反し、又は第1項の表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの通知・催告を要せずして、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。
- 4 甲及び乙は、相手方に対し、自らの再委託先が、反社会的勢力及び第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、甲及び乙は、相手方に対し、自らの再委託先が第2項各号に定める行為を行わないことを確約する。
- 5 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合には、何らの通知・催告を要せずして、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。
- 6 第3項および前項に基づき本契約が解除された場合、契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に損害が発生した場合でも、これを賠償又は補償することを要しない。また、かかる解除により契約を解除した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(条項の解釈)

第10条 この契約の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2021年5月25日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
専務理事 和田 修一

乙 大阪府大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号
豊臣商事株式会社
代表取締役 西園寺 優真